

平成28年3月23日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成27年度3月期）

総務省は、平成27年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月23日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

29,281百万円

2 現金交付

平成28年3月30日（水）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 鈴木・西林

代表 03-5253-5111

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成27年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	678	627
2 青森	191	95
3 岩手	205	103
4 宮城	249	273
5 秋田	166	82
6 山形	215	107
7 福島	335	166
8 茨城	424	212
9 栃木	280	140
10 群馬	439	219
11 埼玉	910	605
12 千葉	683	449
13 東京	1,490	744
14 神奈川	702	973
15 新潟	257	248
16 富山	167	83
17 石川	168	84
18 福井	114	57
19 山梨	141	69
20 長野	361	177
21 岐阜	306	152
22 静岡	605	640
23 愛知	1,069	900
24 三重	277	139
25 滋賀	206	103
26 京都	240	296
27 大阪	978	969
28 兵庫	758	593
29 奈良	181	88
30 和歌山	138	68
31 鳥取	73	36
32 島根	106	52
33 岡山	271	282
34 広島	331	325
35 山口	213	106
36 徳島	136	67
37 香川	217	108
38 愛媛	209	104
39 高知	110	53
40 福岡	748	834
41 佐賀	214	107
42 長崎	211	105
43 熊本	201	217
44 大分	197	98
45 宮崎	266	133
46 鹿児島	309	153
47 沖縄	197	97
合計	16,939	12,342

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

